

仕 様 書

1 名称

第 20 回統一地方選挙に係る開票所の設営撤去業務

2 業務内容

受託者は、開票所設営に必要な物品を用意し、委託者が用意した物品とともに開票所に設置し、翌日の午前中にそれらの撤去を行う。

(1) 開票所の所在及び設営撤去日時

開票所 南区川沿 4 条 2 丁目 2 - 1 南区体育館

ア 設営日時 令和 5 年 4 月 9 日 (日) 9 : 00 ~ 15 : 00

イ 撤去日時 令和 5 年 4 月 10 日 (月) 9 : 00 ~ 12 : 00

※ 設営・撤去とも時間厳守のこと。

(2) 設営撤去の内容

ア 開票所、参観人席・報道関係席 (別紙 1 参照)

(ア) 競技室

机、椅子、係名表示板等及び、委託者が南区体育館内に用意した計数機、読取分類機、プリンタ、FAX 複合機を設置すること。

なお、各第 1 点検係、各読取分類系の机については、南区体育館所有の卓球台 (32 台) を利用して設営し、暗幕をかぶせ、暗幕がずれないように養生テープで固定すること。また、卓球台の天板は、暗幕の下に緩衝材等を敷いて隙間のないよう布テープで固定すること。

(イ) ランニングデッキ

机、椅子及び係名表示板等を設置すること。

イ 投票結果受理会場 (別紙 2 参照)

(ア) 体育室

机、椅子、係名表示板等及び委託者が用意した計数機を設置すること。

(イ) ロビー

机、椅子、係名表示板等及び防災シートを設置すること。

ウ その他

- (ア) 設営に必要な別紙3に記載の物品は、受託者が用意すること。
- (イ) 受託者は清掃用具を用意し、設営完了後に机・椅子等を水拭きすること。
- (ウ) 受託者は撤去完了後にモップ掛け等により床清掃を行うこと。
- (エ) 設営で使用する物品のうち、防災シート、養生テープ、布テープ、暗幕は委託者が用意するものとする。
- (オ) 委託者からレイアウトの変更の指示があった場合は、それに従うこと。
- (カ) 設営及び撤去の際は、委託者が別に契約する開票所の電源設備設置撤去担当業者と十分に協議し、双方の作業に支障が出ないようにすること。

3 責任者の選任

作業遂行を指揮監督するため、作業員から1名を責任者と定めること。

4 安全の確保

作業の実施にあたっては、作業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

5 物品等の破損

作業の実施にあたって、物品、設備等を破損させた場合は、直ちに当該施設管理者及び委託者に報告するとともに、受託者の負担と責任において原状に回復させること。

6 環境負荷の低減に関する事項

本作業の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 車両の使用にあたっては、極力低公害車等の環境に負荷の少ないものとし、駐停車中にはエンジンを停止するなど、アイドリングストップの徹底に努めること。
- (2) 成果品等に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。

7 注意事項

- (1) 運搬時に雨等により物品が濡れることがないように、十分に配慮すること。
- (2) 物品は屋内で使用するため、納入前に泥や汚れなどを除去しておくこと。
- (3) 省資源・省エネルギー等を考慮して、物品を選択すること。
- (4) 借受け物品は、揮発性有機化合物の少ない材料、または含有していない材料で作られたものであること。
- (5) 作業の実施にあたり、疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けること。
- (6) 執行される選挙種別に変更(増加)が生じた場合は、契約の改訂を行うことがある。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。